

(ホームページ掲出用)

令和5年度福岡看護大学入学者選抜に係る  
新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン

入学者選抜における新型コロナウイルス専用相談窓口を設置しています。ご質問やご不明な点等、何なりとご相談ください。

● 新型コロナウイルス専用相談窓口：092-801-0486（学生・入試課直通）

※ 繋がりにくい場合は、092-801-0411（代表電話）におかけください。

<試験日まで>

- ① 発熱・咳等の症状がある場合は、あらかじめ医療機関での受診を行い、当日の受験については医師の判断を仰いでください。
- ② 新型コロナウイルスに罹患し、試験日までに医師が治癒したと診断していない場合は、受験できません。※受験できなくなった場合の対応については下記へ
- ③ 無症状の濃厚接触者の場合、一定の要件を満たすことで受験できる場合があります。必ず、試験前日の10時までに上記相談窓口にご相談ください。
- ④ 他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、インフルエンザワクチンその他の予防接種を受けておいてください
- ⑤ 日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避や換気を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけ、異変等を感じた場合は、速やかに医療機関を受診してください。

<試験当日>

- ① 朝、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、または比較的軽い風邪の症状が続く場合等は、その旨の報告をしてください。
- ② 必ずマスクを着用し、防寒対策をした上で来校してください。換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装が必要です。
- ③ 試験場へ入場できるのは、受験生のみです。保護者等の付添は、特別に必要な場合を除き、ご遠慮ください。
- ④ 昼食は必ず持参してください。大学内の飲食施設は利用できません。

令和5年度入学試験における新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の受験機会確保の対応について

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、新型コロナウイルス感染症を強く疑わせる自覚症状がある場合には、出願した入試を受験することはできません。

上記理由で受験できなかった出願者には下記のとおり対応します。

1) 上記理由により受験を予定していた試験日に受験できなくなった場合は、受験料を徴収せずに別選抜区分への振替・追試験対応（選抜区分によって対応できない場合があります）をいたしますので、試験日までに上記相談窓口にご相談ください。試験日翌日以降の連絡については、対応できません。

2) 1)の対応を受けるには、罹患したこと等を証明する医師の診断書が必要となります。